

掛川市農業委員会告示第2号

掛川市農業委員会規程（平成17年掛川市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月18日

掛川市農業委員会  
会長 藤原 愛 次

第6条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第6条第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関すること。

第10条の見出し中「証票」を「証明書」に改め、同条中「委員」の次に「、農地利用最適化推進委員」を加え、「証票」を「証明書」に改める。

別記様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（報告、調査等）

第35条 農業委員会は、その所掌事務を行うため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

この告示は、平成29年7月20日から施行する。